

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 静岡市清水区横砂西町10番6号
氏名 丸両自動車運送株式会社
代表取締役 青木 良介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和 4年 6月23日
許可の有効年月日 令和 7年 1月13日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、
ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油、
廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)、紙くず、
木くず、繊維くず、動植物性残さ、銹さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、
がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)

以上15種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去
に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年 1月14日	新規許可	平成25年 1月14日	更新許可
平成16年 7月 5日	変更許可	平成30年 2月 1日	更新許可及び優良認定
平成20年 1月15日	更新許可	令和 5年 6月28日	代表者の変更届による書換
平成25年 1月11日	変更許可		

5. 積替え許可の有無 無

市名

許可番号

6. 規則第10条の9第2項の規定による許可証の提出の有無

有